



運営推進会議開催報告書

令和 7 年 12 月 26 日

事業所名	特別養護老人 アルメイダメモリアルホーム		
担当者	佐藤 幸恵	電話番号	097 - 568 - 2561

1 開催日時	令和 7 年 12 月 24 日		
2 開催場所	特別養護老人アルメイダメモリアルホーム 3F会議室		
3 出席者	出欠		
(1) 委員 5 人	出	宇田 龍	(利用者・家族分野)
	出	後藤 俊一	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	足立 秀俊	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	田原 信夫	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	花崎 真衣	(穂田東地域包括支援センター職員)
	欠		(大分市長寿福祉課職員)
	出	佐藤 等	(事業所代表)
(2) 事務局 2 人		佐藤 幸恵	生活相談員
		岩本 法子	事務職員
4 活動状況報告	別紙・会議資料のとおり		
5 活動状況に関する評価			
	施設の運営状況、入退所状況、レクリエーション、面会対応、感染症・災害対策、各種委員会、行事について		
6 要望、助言			
①	特になし		
②			
③			
④			
⑤			
7 要望、助言に対する考え方			
①	特になし		
②			
③			
④			
⑤			
8 その他特記事項			
①	特になし		
②			
③			
④			
⑤			

令和 7 年度

第 5 回「アルメイダメモリアルホーム地域密着型サービス」運営推進会議

○ 日 時 : 令和 7 年 12 月 24 日 (水) 11 時 00 分

○ 場 所 : アルメイダメモリアルホーム 3 階 地域交流室

議 程

1. 開 会

2. 施設長あいさつ

3. 議 題

- (1) 施設の運営状況について
- (2) 質疑応答 (要望、助言等)
- (3) その他

4. 閉 会

社会福祉法人 大分福祉会

(特別養護老人ホーム アルメイダメモリアルホーム)

(1) 施設の運営状況について

① 入所者の状況(令和7年11月末現在)

性 別	入所者数	平均介護度	平均年齢
女性	18人	4.3	86.9
男性	4人	4.3	81.5
合 計	22人	4.3	86.0

② 入退所者の状況(令和7年10月～令和7年11月)

	新入所	入所経路	退所者	退所理由	在居期間
令和7年 10月	男性 1名	本館より移動	男性 1名	死亡	6ヶ月
	女性 0名		女性 1名	死亡	1年7ヶ月
11月	男性 2名		男性 1名	死亡	0ヶ月
	女性 1名		女性 1名	死亡	8ヶ月
計	男性 3名		男性 2名		
	女性 1名		女性 2名		

通期:R7.4/1～11/30の地域密着型の入所率98.30%(参考/R7.5/16～10/18の入所率は100%)

③ 参考/前年度の入所者の状況(地域密着型分)

令和6年度の入所率 99.14% (常に21.81人が入所)

④ ショートステイ利用状況

利用実績なし

⑤ 施設全体行事

11 月

- ・新館 2 室増床工事完了（10/14～11/28）
- ・大分南高校実習生受け入れ（10/14～11/5）
- ・消火放水訓練、消防点検
- ・インフルエンザ予防接種（職員・利用者）
- ・伝達研修

12 月

- ・12/1～本館、新館定員変更
本館：46 名・新館 24 名・ショートステイ 1 名
- ・クリスマス会
- ・ハラスメント研修
- ・J K A 特殊浴槽搬入（12/25）

■11 月の記録より 新館 2 室増床工事開示（新館行事）

今年度計画していた、新館 2 室増床工事が 10/14～着工し、11/28 に工事が無事、完了しました。
工事完了に伴い、12/1～施設入所の定員が変更となります。

本館：48 名→46 名 新館：22 名→24 名 ショートステイ：1 名（本館）





【完成後】



■11月の記録より 消火放水訓練（全体行事）

年2回の「消火放水訓練」を実施し、火災発生時の初動対応がいかに大切かを学びました。

又、災害時に備え、ヘルメットを追加購入しました。利用者様も職員も守れるように常に備えをしていきたいと思ひます。



■12月の記録より クリスマス会（全体行事）

クリスマス会を開催しました 🎄

ボランティアの、みどりのそよ風様による歌の披露や、職員有志による髭ダンスもありました★

最後は、皆さんお楽しみの、サンタさんが来てくれ、1人ずつプレゼントをくれました 🎅



◆「行事食・郷土食」（施設全体）

季節を感じていただくために、四季折々の料理や飾り付けをした「行事食」をメモリアルホームでは提供しています。

また、行事食以外にも誕生日お祝いを兼ねたご飯とメッセージカードをお送りしています。顔写真付きで皆様からご好評いただいています。

★「郷土食・大分県」★



🎃「ハロウィン」🎃



🎄「クリスマス」🎄



■現在の面会方法について（変更あり）

R7年9/1から、感染対策の強化を目的に、再度予約制に戻し、下記枠内で本館・新館ともに4名まで、本館：各面会場所（2ヶ所） 新館：居室面会で面会を行うように変更しました。

10：30～10：45／11：00～11：15 15：30～15：45／16：00～16：15 最大15分間

※土日祝の面会にも対応しています。

■新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う面会方法の推移（変更なし）

※令和2年3月～は省略

令和4年 1月 「ガラス越し（本館玄関風除室とホール）」での面会

令和5年 5月 「セミパブリックルーム」「新館居室」での面会

令和5年 7月 「ガラス越し（本館玄関風除室とホール）」での面会

令和5年11月 「セミパブリックルーム」「新館居室」での面会

令和7年1月6日～ 面会方法を時間指定あるものの面会フリー制へ

→ ①コロナ感染拡大に伴い1/7～1/14まで面会中止

→ ②感染対応を延長し2/3まで面会中止

令和7年2月4日～ フリー制ではなく従前の予約制面会で再開（本館の面会会場を1箇所増加）

令和7年6月3日～ 本館も1名の場合のみ、居室面会開始・新館は1時間フリー制へ

令和7年9月1日～ フリー制ではなく従前の予約制面会に変更

■体調管理について

入所者の方は、朝・昼・夕の3回体温測定。職員は令和6年4月～、朝・昼・夕の体温測定を朝の体温測定1回に変更し、体調管理を行っています。

なお、「感染（陽性）」「濃厚接触者」となった場合は、行政機関（大分市・大分市保健所）の指針に従って対応しています。

■感染症対策委員会

高齢者施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が、集団で生活し活動する場であることから、感染が広がりやすい状況にあることを認識し、利用者を感染症から守るため、平常時から感染予防対策を実施しています。感染症発生時には迅速かつ適切な対応を図ることができるように「アルメイダメモリアルホーム感染対策指針」を定め、指針のもと感染症対策を行っています。

当施設では感染症対策委員会を設置し、毎月1回開催しています。また、施設長の招集により必要に応じて臨時に開催しています。

【開催状況と議題】

令和6年10月10日「業務中や日常生活における感染症対策について」

令和6年11月7日「感染対策や、今後の面会制限について」

令和6年12月5日「感染症の流行に備えて、施設内の感染対策について」

令和7年1月14日（臨時開催）「R7.1発生コロナ感染拡大に伴う1/15以降の各種方針等の協議・決定」

令和7年2月3日（臨時開催）「2月4日以降の面会等方針の協議・決定」

令和7年3月27日（臨時開催）「新年度の面会等方針の協議・決定」

令和7年8月20日（臨時開催）「9月1日以降の面会等方針の協議・決定」

※令和7年以降は、通常の毎月分は省略し、臨時開催の直近1年分を記載しています

⑥ 事故防止・身体拘束廃止に向けた取り組み

■事故防止委員会

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切な質の高いケアを提供することを目指しています。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組んでいます。

当施設では事故防止委員会を設置し、3ヶ月に1回開催しています。委員会では、事故の未然防止・再発防止のための方策立案、施設内で起こった事故に対して要因分析、職員への周知、情報共有を行っています。

【発生状況】 期間：令和7年10月～令和7年11月（地域密着型ユニット）

- ・事故報告 9件（転倒2件・表皮剥離5件・医療処置関連1件・皮下出血1件）
- ・ヒヤリハット 10件

※ヒヤリハット…事故には至らなかったが「ヒヤッ」「ハッ」とする状況のこと。

■身体拘束廃止委員会

利用者に対して人格と尊厳を守ることを第一とし、利用者の日々の生活機能が維持向上されるようにケアを行っており、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。ケアプランの策定にあたっては、多職種連携で利用者のアセスメントに取り組み、身体拘束に頼らず日々の生活が送れるよう取り組んでいます。やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を策定し、ご家族に拘束が必要な理由等の説明を行い、同意を得た上で実施しています。

当施設では身体拘束廃止委員会を設置し、毎月1回開催しています。委員会では身体拘束を行っている利用者の経過観察や解除に向けての対策について、話し合いを行っています。

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

【発生状況】 期間：令和7年10月～令和7年11月(地域密着型ユニット)

- ・オムツホルダー 1件
- ・ミトン 1件

【事故防止委員会・身体拘束廃止委員会の開催状況】

令和7年10月10日

令和7年11月14日

(2) 質疑応答(要望、助言等)

(3) その他